

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月6日
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岡田 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【電話番号】	03-5542-7000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ディープリサーチ・チャイナ・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年11月24日付をもって提出しました有価証券届出書（平成24年5月25日、7月30日付で有価証券届出書の訂正届出書を提出済み。以下「原届出書」といいます。）において、ファンドの特色などの記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2 【訂正の内容】

<更新・追加>に記載している内容は原届出書が更新・追加されます。

## 第一部【証券情報】

(12) その他

<更新・追加>

～（略）

お申込み受付中止日

取得申込日が以下に該当する場合には、受益権の取得のお申込みはできません。（また、該当日には解約請求のお申込みもできません。）

・香港の銀行休業日

2012年9月26日より、以下のように変更します。

取得申込日が以下に該当する場合には、受益権の取得のお申込みはできません。（また、該当日には解約請求のお申込みもできません。）

・香港もしくはダブリンの銀行の休業日

・香港の取引所の休業日

（略）

信託約款の変更（運用の基本方針等の変更）の実施について

主要投資対象を外国籍投資信託「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニット(SAM Greater China Equity Fund J Unit)」からアイルランド籍会社型外国投資信託「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Absolute Greater China Classic Fund」（米ドル建て）に変更します。また、当該変更に伴い、「信託報酬」、「一部解約金の支払い」および「申込不可日」に関連する条文についても所要の変更を行います。

当該約款変更は、主要投資対象である外国籍投資信託「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニット(SAM Greater China Equity Fund J Unit)」が、信託財産の減少を理由に繰上償還されることとなったため、当ファンドの主要投資対象を変更し、当ファンドの商品性の維持および運用の継続を図ることを目的とするものです。

## 約款変更の手続きおよび日程

新聞公告	平成24年7月30日（日本経済新聞朝刊）
異議申立期間	平成24年7月30日～平成24年8月31日
信託約款変更適用日	平成24年9月26日

平成24年7月30日（異議申立基準日）時点の受益者の皆様を対象に、信託約款の変更にかかる異議申立の受付を行ないました結果、異議申立をされた受益者の合計口数は、異議申立基準日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えませんでした。

したがって、平成24年9月6日をもって信託約款を変更し、平成24年9月26日より適用することといたします。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色

<更新・追加>

**1 外国籍投資信託の受益証券を主たる投資対象とし、実質的に大中華経済圏の株式※に分散投資します。**

※「大中華経済圏の株式」とは、大中華経済圏（中国、香港、台湾、シンガポール等）の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式のことをいいます。

**2 外国籍投資信託の運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュー・パートナーズ・グループ※が行います。**

※香港を拠点とするバリュー・パートナーズ・リミテッドの投資助言に基づき、同社の100%子会社であるセンシブル・アセット・マネジメント・リミテッドが運用を行います。

《2012年9月26日より、以下のように変更します。》

**2 外国籍投資信託の運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュー・パートナーズ・グループのバリュー・パートナーズ・ホンコン・リミテッド (Value Partners Hong Kong Limited) が行います。****3 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。**

投資信託証券の名称	基本資産配分比率
ケイマン籍円建外国投資信託 「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット」 (SAM Greater China Equity Fund J unit)	90%以上
ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	10%未満

・基本資産配分比率は将来的に変わる可能性があります。  
・上記の投資信託証券の概要については、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

《2012年9月26日より、以下のように変更します。》

**3 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。**

投資信託証券の名称	基本資産配分比率
アイルランド籍会社型外国投資信託 「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Absolute Greater China Classic Fund」 (米ドル建て)	90%以上
ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	10%未満

・基本資産配分比率は将来的に変わる可能性があります。  
・上記の投資信託証券の概要については、後述の「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

**4 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## バリュー・パートナーズについて

バリュー・パートナーズ・グループは、企業の財務諸表の分析によるだけでなく、実際に企業を訪問し、その工場、生産ライン、製品、販売先等の実地調査を徹底的に行うことにより、「優良でありながら、市場に認知されておらず、割安に放置されている企業」を発掘します。企業訪問は、自社アナリストにより行われ、その企業数は年間約2,500社におよびます。

### 投資哲学

銘柄ではなくビジネスへの投資(4つの原則)

#### ①アンダーバリューを買い、フェアバリューで売る

投資対象…よく調査されていない、知られていない、好まれていない銘柄群

売却対象…アナリストにより調査されはじめた銘柄群

#### ②本質的価値に焦点をあてる

・調査チームは、独自の企業の本質的価値の算出方式(財務予測・経営能力等を考慮し計算)を確立

#### ③徹底的なリサーチ

・3つの「R」の探求

適正な事業で(the **R**ight business)

適正な経営者による企業へ(run by the **R**ight people)

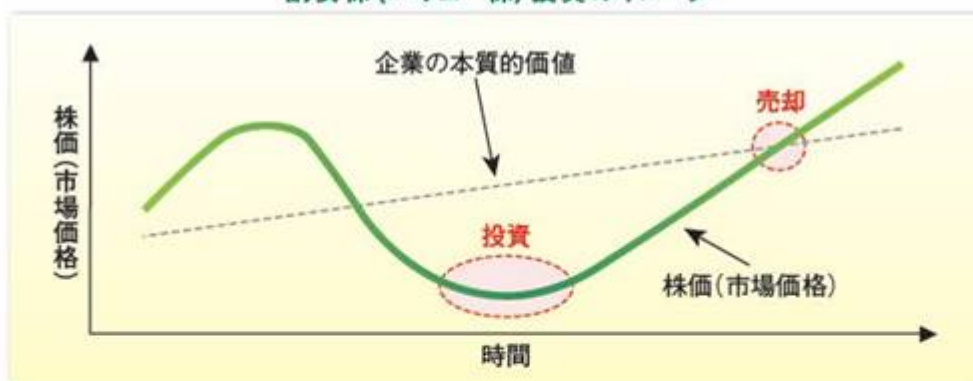
適正な価格での投資(selling at the **R**ight price)

#### ④リスクの低減と逆張り

(a) 市場の流行に追随せず、高いセーフティ・マージンの確保により、リスクの最小化を目指します。

(b) コントラリアン(逆張り)により、市場の流れに逆らって、自己の信念を貫きます。

### 割安株(バリュー株)投資のイメージ



### 投資プロセス

徹底的なリサーチに基づくボトムアップ・アプローチ

ステップ1：大中華経済圏の株式

約4,500社：投資家の関心から外れた割安銘柄を特定するためのスクリーニング。

ステップ2：一次評価

約2,500社：スクリーニングで選択された銘柄に対して一次調査となる評価をアナリストが担当。

ステップ3：詳細な調査

約600-800社：絞り込まれた銘柄を対象に、自社アナリストが詳細な調査・分析を実施。推奨銘柄を抽出。

ステップ5：  
リスク管理

ステップ4：  
ポートフォリオ構築

80社程度：チーム運用体制のもとで、ポートフォリオへ組入れる銘柄とその比率を決定。

## ■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

年2回（毎年2月25日および8月25日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(3) ファンドの仕組み  
 ファンドの投資対象  
 <更新・追加>



※組入比率は将来的に変わる可能性があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

2012年9月26日より、以下のように変更します。



※組入比率は将来的に変わる可能性があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

## 2 投資方針

## (1) 投資方針

## &lt;更新・追加&gt;

## ファンドの投資方針

主な投資対象およびその資産配分は、原則として以下のとおりとします。

投資対象	基本資産 配分比率
S A M グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット(ケイマン籍、円建て) ( S A M Greater China Equity Fund J unit )	90%以上
ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	10%未満

ただし、この比率は将来的に変わる可能性があります。

また、市場動向、資金動向等に急激な変化が生じたとき、この投資信託の残存元本等が運用に支障をきたす水準となったとき、ならびに投資対象とする投資信託が償還となる場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

「S A M グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット(ケイマン籍、円建て)」「S A M Greater China Equity Fund J unit)の組入比率は、原則として純資産総額の90%以上を保つこととします。

2012年9月26日より、以下のように変更します。

## ファンドの投資方針

主な投資対象およびその資産配分は、原則として以下のとおりとします。

投資対象	基本資産 配分比率
「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Absolute Greater China Classic Fund (アイルランド籍、米ドル建て、為替ヘッジなし) 」	90%以上
ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	10%未満

ただし、この比率は将来的に変わる可能性があります。

また、市場動向、資金動向等に急激な変化が生じたとき、この投資信託の残存元本等が運用に支障をきたす水準となったとき、ならびに投資対象とする投資信託が償還となる場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Absolute Greater China Classic Fund (アイルランド籍、米ドル建て、為替ヘッジなし) 」の組入比率は、原則として純資産総額の90%以上を保つこととします。

## (2) 投資対象

投資の対象とする有価証券

&lt;更新・追加&gt;

委託会社は、信託金を、主として次の投資信託証券ならびに有価証券に投資することを指図します。

- (A) S A M グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット(ケイマン籍、円建て (S A M Greater China Equity Fund J unit))
- (B) ユニテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)

2012年9月26日より、以下のように変更します。

委託会社は、信託金を、主として次の投資信託証券ならびに有価証券に投資することを指図します。

- (A) Value Partners Ireland Fund Plc – Value Partners Absolute Greater China Classic Fund (アイルランド籍、米ドル建て、為替ヘッジなし)
- (B) ユニテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)

(参考)

当ファンドが投資する投資信託証券の概要

&lt;更新・追加&gt;

## 1. SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド J ユニット

## (1) 基本方針

この投資信託は、大中華経済圏の株式にバリュート投資手法を用いて分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

## (2) 投資対象

この投資信託は、大中華経済圏(香港、中国、台湾、シンガポール等)の株式市場において公開されている株式であり、かつ、大中華経済圏において大半の資産を保有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式を主要投資対象とします。

## (3) 主な投資制限

同一企業に対して発行済み株式の10%を超える投資は行いません。

非上場株式または取引所において取引がなされていない証券への投資は、純資産総額の15%以下とします。

同一企業の株式に対して純資産総額の10%を超える投資は行いません。

同一発行の政府および公共証券に対して純資産総額の30%を超える投資は行いません。

借入れは純資産総額の10%以内とします。

## (4) 信託期間

無期限

## (5) 関係法人

投資顧問会社 : センシブル・アセット・マネジメント・リミテッド

副投資顧問会社 : バリュート・パートナーズ・リミテッド

受託者 : バンク・オブ・バミューダ(ケイマン)リミテッド

保管受託銀行 : HSBC インスティテューショナル・トラスト・サービス(アジア)リミテッド

## (6) 信託報酬等

管理会社報酬 : 純資産総額に対して年率1.0%

実績報酬 : 価格の高値更新分に対して15.0%

受託者報酬 : 純資産総額に対して年率0.31% (上限)

その他の費用 : 監査費用、組入有価証券の売買等に発生する売買委託手数料等がファンドから支弁されます。

## (7) 決算日 : 毎年3月31日

2012年9月26日より、以下のように変更します。

- 1. Value Partners Ireland Fund Plc – Value Partners Absolute Greater China Classic Fund (アイルランド籍、米ドル建て、為替ヘッジなし)



ファンド名	「Value Partners Ireland Fund Plc -Value Partners Absolute Greater China Classic Fund」
ファンド形態・通貨表示	アイルランド籍会社型外国投資信託/米ドル建て
投資方針・特色	<p>大中華経済圏の株式にバリュート投資手法を用いて分散投資を行い、信託財産の中長期的な運用を行います。</p> <p>大中華経済圏(香港、中国、台湾、シンガポール等)の株式市場において上場されている株式で、かつ、大中華経済圏において大半の資産を有するか、大半の収益を得ているか、または事業を行っている企業の株式を主要投資対象とします。</p> <p>運用は、徹底した現地調査に基づき、市場が注目する前に割安な銘柄を発掘し投資する運用を得意とするバリュート・パートナーズ・ホンコン・リミテッド(Value Partners Hong Kong Limited)が行います。</p>
信託報酬等(年率)	年1.33%
その他手数料等	<ul style="list-style-type: none"><li>・有価証券の売買の伴う売買委託手数料、監査費用およびその他信託事務の処理に要する諸費用がかかります。</li><li>・毎年の運用実績のハイ・ウォーター・マーク超過分に対して15%の実績報酬がかかります。</li></ul>
投資顧問会社	Value Partners Hong Kong Limited
管理事務代行会社	Citibank Europe plc (Dublin)
保管受託会社	Citibank International Plc, Ireland Branch
監査法人	PricewaterhouseCoopers (Dublin)

## (3) 信託報酬等

## 信託報酬

## &lt;更新・追加&gt;

## (A) ファンドが負担する実質的な信託報酬

ファンドが負担する実質的な信託報酬率は、以下の通りとなります。

	実質的な信託報酬率（概算）
当ファンド	1.3125%（税抜1.25%）
投資信託証券（注）	1.2%（税抜1.199%）
計	2.5125%（税抜2.449%）

（注）投資信託証券の報酬率は、ファンドが投資している投資信託証券の信託報酬率を、基本資産配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。

## (B) 信託報酬の内訳

当ファンドの信託報酬

信託財産の純資産総額×年1.3125%（税抜 年1.25%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.63% （税抜 年0.60%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）	年0.63% （税抜 年0.60%）

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の費用として計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支払われ、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支払われます。

ファンドが投資する投資信託証券についても以下の信託報酬がかかっています。

名称	信託報酬率（年率）
SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニット	年1.31%（税抜1.31%）
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	年0.21%（税抜0.20%）

（注1）ユナイテッド日本債券ベビーファンドの信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該ファンドの計算期間を通じて毎日計算され、計算期末または信託終了のときに当該投資信託証券の信託財産より支払われます。

（注2）「SAM グレーターチャイナ・エクイティ・ファンド」ユニットにおいては、信託報酬のほか、1年毎の基準価額の高値更新分に対して15.0%の実績報酬がかかります。

2012年9月26日より、以下のように変更します。

(A) ファンドが負担する実質的な信託報酬

ファンドが負担する実質的な信託報酬率は、以下の通りとなります。

	実質的な信託報酬率（概算）
当ファンド	1.2915%（税抜1.23%）
投資信託証券（注）	1.218%（税抜1.217%）
計	2.5095%（税抜2.447%）

（注）投資信託証券の報酬率は、ファンドが投資している投資信託証券の信託報酬率を、基本資産配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。

(B) 信託報酬の内訳

当ファンドの信託報酬

信託財産の純資産総額×年1.2915%（税抜 年1.23%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.609% （税抜 年0.58%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）	年0.63% （税抜 年0.60%）

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の費用として計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支払われ、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支払われます。

ファンドが投資する投資信託証券についても以下の信託報酬がかかっています。

名称	信託報酬率（年率）
Value Partners Ireland Fund Plc –Value Partners Absolute Greater China Classic Fund	年1.33%（税抜1.33%）
ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	年0.21%（税抜0.20%）

（注1） ユナイテッド日本債券ベビーファンドの信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、当該ファンドの計算期間を通じて毎日計算され、計算期末または信託終了のときに当該投資信託証券の信託財産より支払われます。

（注2） 「Value Partners Ireland Fund Plc –Value Partners Absolute Greater China Classic Fund」においては、信託報酬のほか、1年毎の基準価額の高値更新分に対して15.0%の実績報酬がかかります。

## 第2【管理及び運営】

### 1 申込（販売）手続等

#### <更新・追加>

販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

(1)お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、香港の銀行休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。

2012年9月26日より、以下のように変更します。

(1)お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、香港もしくはダブリンの銀行の休業日、香港の取引所の休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。

(2)～(5)（略）

### 2 換金（解約）手続等

#### <更新・追加>

(1)～(2)（略）

(3)一部解約（換金）の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、香港の銀行休業日においては、一部解約（換金）の申込の受け付けを取扱いいたしません。

2012年9月26日より、以下のように変更します。

(3)一部解約（換金）の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、香港もしくはダブリンの銀行の休業日、香港の取引所の休業日においては、一部解約（換金）の申込の受け付けを取扱いいたしません。

(4)（略）

(5)一部解約（換金）代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。

2012年9月26日より、以下のように変更します。

(5)一部解約（換金）代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。

(6)～(8)（略）